

企業の経理・税務・庶務・労務担当者の執務指針

# 企業実務



特別記事

## 会社を蝕む「社内不正」を 起こさない組織をつくる!

経理・税務

敷金・保証金・権利金等の授受に伴う経理処理

人事・労務

「リフレッシュ休暇」の導入・運用マニュアル

総務・法務

「顧問弁護士」のを見つけかた、  
上手な付き合いかた

別冊付録

「時効・権利行使期間」  
ハンドブック

# 拡充された 「教育訓練給付」のあらまし

政府の「日本再興戦略」を受けて、教育訓練給付制度の内容が拡充されるとともに、新たに「教育訓練支援給付金」も創設されました。

特定社会保険労務士  
**高井利哉**

平成26年10月1日から従来の教育訓練給付制度が拡充され、中長期的なキャリア形成を支援する「専門実践教育訓練」についての給付金が追加されました。

あわせて、離職中に「専門実践教育訓練」を受講する人の生活を支援する「教育訓練支援給付金」が新たに設けられました。

従来の教育訓練給付金は、厚生労働大臣が指定した訓練（指定講座）を受講して、受講終了後に、受講修了証・領収証等を添付してハローワークに申請すると、受講費用の20%（上限額は10万円）が支給されます。

教育訓練給付金を受給するためには、受講開始日に、被保険者であることまたは離職後1年以内で

あること（出産・育児や疾病等がある場合は3年まで延長可能）、受講開始日以前に3年間（初回に限って1年間）の被保険者期間があるなどの要件を満たす必要があります。1度受給すると、その後3年間には受給できません。

## 専門実践教育訓練給付金の概要

平成26年10月1日からは、従来の制度は「一般教育訓練給付金」（内容は以前と同様）と改称され、それと同時に「専門実践教育訓練給付金」と呼ばれる制度が新設されました。

新制度の対象となる訓練（指定講座）は多岐にわたりますが、大まかにいえば、

① 在職者、離職者がキャリアアップ、キャリアチェンジをするための訓練

② 中堅以上の在職者等が、一層キャリアアップをしてより高度な業務に従事するための訓練の2つに分けることができます。具体的には、図表を参照してください。

従来の教育訓練給付金は、比較的短期間の訓練が対象でしたが、「専門実践教育訓練給付金」は、原則として2年まで（資格取得のため特に必要な場合は3年まで）の長期間の訓練（指定講座）が対象です。

給付金の支給は、以下のとおり、訓練中と訓練終了後の2本立てとなっています。

・訓練中に支給される給付  
訓練の受講中は、受講費用の40%が支給されます。

80万円までの講座費用が対象となりますので、支給限度額は32万円（1年間）、3年間の場合は総額で96万円です。半年ごとに申請して受給します。

・訓練終了後に支給される給付  
訓練の終了後には、受講費用の20%が上乘せられます。訓練中に支給された額とあわせて、受講費用の60%が支給されることとなります。よって、合計の支給限度額は48万円（1年間）、3年間の場合は総額で144万円です。

終了後の20%の上乗せ分を受給するには、それぞれの指定講座で目標としている資格の取得が必要です。また、離職者の場合は、資格取得後1年以内に、雇用保険の被保険者として就職することが必要です。

受給するためには、受講開始日までに通算して10年間の被保険者期間が必要です。ただし、初めて受給する場合は2年間となります。

この期間には経過措置が設けられており、平成26年10月1日以前に、従来の教育訓練給付金を受給

■専門実践教育訓練の対象となる講座

訓練の狙い	訓練内容
在職者、離職者がキャリアアップ、キャリアチェンジをするための訓練	①業務独占資格の取得を目指すもの 助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師、柔道整復師、美容師、理容師、測量士、電気工事士、建築士、海技士、水先人、航空機操縦士、航空整備士
	②名称独占資格の取得を目指すもの 保健師、調理師、栄養士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、製菓衛生師 など
	上記に準ずる職業上の効果が高い専門学校の職業実践専門課程
中堅以上の在職者等が、一層キャリアアップをして、より高度な業務に従事するための訓練	専修学校の専門課程のうち、企業などとの連携により、最新の実務知識などを身に付けられるよう教育課程を編成したものととして文部科学大臣が認定したもの
	専門職大学院での高度専門職業人の養成を目的とした課程 経営（MBA）、会計、知的財産、臨床心理、法科大学院、教職など

労働政策審議会資料および厚生労働省資料より

した場合は、その訓練の受講開始日から被保険者期間が通算して2年間あれば要件を満たします。被保険者期間は会社を移っても通算されますが、その途中に1年以上の空白期間があると通算されません。

ハローワークでの手続きが必要  
専門実践教育訓練給付金と従来の教育訓練給付金との一番大きな違いは、受講する前にハローワークへ申請して、受給資格があるかどうかの確認を受けなければなら

ないことです。受講開始1か月前までに、この申請を行わなければなりません。

また、ハローワークが指定するキャリア・コンサルタントから、就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードの交付を受けなければなりません。

ただし在職者の場合は、勤務先からの専門実践教育訓練の受講を承認する旨の書類を提出すれば、ジョブ・カードは不要です。

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練は長期間にわたるため、離職者（失業者）が訓練を受ける際、基本手当（失業手当）の支給期間内だけでは訓練が終了しないことがあります。

そこで、基本手当の支給期間終了後、訓練が終了するまでの間の生活を支援するために、新たに、教育訓練支援給付金制度が設けられました。

- ① 受講開始時に45歳未満
- ② 受講する訓練が、通信制や夜間制でない
- ③ 初めてこの給付金を受ける

などの要件を満たさなければなりません。

ません。

支給される額は、基本手当（失業手当）の50%です。別途に貸付金制度も用意されています。

在職中の人が離職して専門実践教育訓練を受講しようとする場合は、受給資格の確認時に被保険者ではないこと（離職していること）が必要です。

訓練の受講中は、本来、基本手当の受給に必要な求職活動は免除されます



専門実践教育訓練給付金は、支給額も大きく、キャリアアップやキャリアチェンジを考えている人には魅力的な制度です。ただし、初めて受給するために必要な被保険者期間には10年間の被保険者期間が必要です。

何度も受給できるわけではないため、これから目指す職業キャリアをしっかりとして展望したうえで、自分に必要な訓練（指定講座）を選ばないと、無駄な投資となってしまう。

キャリア・コンサルタントのアドバイスを受けるとともに、講座内容を十分に確認したうえで受講することが必要でしょう。

